

第 63 期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

2025 年 8 月 1 日から
2026 年 7 月 31 日まで

株式会社トワライズ

■ 事業報告

➤ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等の金額について、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、相当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の会計監査の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

➤ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①役職員が遵守すべき倫理基準および具体的な行動指針を規定した「倫理綱領」および「行動規範」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。
- ②原則として、全部署に内部管理責任者・内部管理担当者を配置し、更にコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画・指導・法的支援を実施するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてコンプライアンスの状況やコンプライアンス体制確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について定期的に審議・協議を行い、検討事項を定期的に取り締役に付議・報告する体制とする。
- ③コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを期毎に策定し、継続的なコンプライアンス体制の強化・充実を図る。
- ④営業部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程および監査計画にしたがい内部監査を実施する。
- ⑤内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為等について、当社グループの役職員が当社のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。
- ⑥マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保するための管理体制を整備する。
- ⑦反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、リスクを統括管理するリスクマネジメント統括委員会およびリスク種類に応じた専門部会を設け、グループ会社を含めた経営諸活動全般に係る潜在するリスクを統合的に管理し、不測の事態が発生した場合の即応体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を定例および必要に応じて随時開催し、経営に関する重要事項を決定する。
また、経営意思決定の機動性を確保するため、常務会で取締役会付議事項の事前審議を行う体制とする。
- ②組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

(5) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全体に適用する倫理

- 綱領や行動規範を整備するとともに、これを基礎としてグループ各社の諸規程に定め、経営管理強化を図る体制とする。
- ②グループ会社は当社の内部監査部署による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役役に報告する体制とする。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置することとし、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役、執行役員および使用人が、監査役に対して、法定事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査報告、その他コンプライアンス上の重要な事項等について、速やかに報告をする体制を構築する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告した役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会、常勤監査役は取締役会、常務会、その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。
また、代表取締役は監査役との意見交換会を随時開催するほか、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等、連携に努め、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しています。運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンスに関する取組み
- ・当社の取締役および使用人が遵守すべき企業倫理・法令遵守の基本原則および具体的な行動指針として「倫理綱領」「行動規範」を制定しており、定期的な研修等により全役職員への徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス体制確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について審議・協議するため、当期はコンプライアンス委員会を2回開催いたしました。委員会では具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムに基づく実施状況を管理しております。また、CR統括部が中心となり、コンプライアンス研修を実施するとともに、外部専門家（弁護士、業界団体）を招いて、コーポレートガバナンス、業法対応、およびインサイダー情報等の管理に関する研修も行うなど、各部署のコンプライアンス体制の確

立に向けて取り組んでおります。

- ・割賦販売法や貸金業法の監督指針に基づく業務運営状況について、コンプライアンス統括部門および各部署の内部管理責任者・内部管理担当者による定期的な検証を行っております。
- ・内部監査体制としては、内部監査規程および監査計画に基づき監査部による本社・営業店の定期監査およびフォローアップ監査を実施しております。
- ・内部通報制度を整備し、通報窓口を社内外に設置しており、全社への周知徹底により適切に運用しております。
- ・マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策の実効性を確保するため、マネロン・テロ資金供与に関する管理体制等に係る事項を定め、当社のクレジットカード決済や、その他の商品・サービスがマネロン・テロ資金供与に利用されないことがないよう、当社の業務分野・事業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、リスクに見合った低減措置を的確に実施しています。
- ・反社会的勢力の排除体制として、当期は反社会的勢力対応部会を1回開催し、反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組みを推進し、その活動はリスクマネジメント統括委員会への報告を通じて取締役会に取組み状況を報告しております。

(2) リスク管理に関する取組み

- ・当期はリスクマネジメント統括委員会を4回開催し、システムリスク、事故・災害等のリスク、評判・苦情処理等のリスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の主要なリスクをリスクファクターごとに検討・取組みを行う部会・会議の活動報告を通じて、リスクの分析・評価、リスクへの対応等を審議し、審議結果を取締役に報告しております。

(3) 取締役の職務執行体制

- ・当期は取締役会を14回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の意思決定および業務執行状況の監督を適切に行っております。また、経営意思決定の機動性を確保するための機関として設置している常務会を当期は27回開催しております。

(4) グループ会社の経営管理に関する取組み

- ・グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全体に適用する倫理綱領や行動規範を整備し、グループ各社の諸規程を定め、経営管理強化を図っております。また、グループ各社に対しては、当社の監査部による定期的な監査を行い、監査結果は当社の代表取締役に報告して業務の適正を確保する体制を強化しております。

(5) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

- ・取締役および使用人が当社に重大な影響を及ぼす事項、その他コンプライアンス上の重要な事項等については、監査役に対して速やかに報告する体制を維持しております。
- ・役職員がコンプライアンス上の問題を監査役に報告又は通報したことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、内部通報制度の規程に明示的に定め、周知徹底しております。
- ・監査役は取締役会および経営会議のほか、各種委員会等の重要会議へ出席し、適宜必要な意見を述べております。
- ・内部監査部門である監査部ならびに会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、定期的な意見交換を行っております。
- ・代表取締役と監査役との意見交換会を随時開催することで、適切に意思疎通を図り、経営課題の認識の共有化を図っております。

■ 計算書類

➤ 株主資本等変動計算書

2025 年 8 月 1 日から
2026 年 7 月 31 日まで

(単位:百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
					繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	504	-	-	126	2,277	2,403	-	2,907	123	246	370	3,278
当 期 変 動 額												
剰余金の配当					△20	△20		△20				△20
当期純利益					801	801		801				801
自己株式の取得							△510	△510				△510
自己株式の消却		△510	△510				510	-				-
その他資本剰余金の 負の残高の振替		510	510		△510	△510		-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									216	0	216	216
当期変動額合計	-	-	-	-	270	270	-	270	216	0	216	486
当 期 末 残 高	504	-	-	126	2,548	2,674	-	3,178	340	246	587	3,765

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式

移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ・ 仕 掛 品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

有 形 固 定 資 産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無 形 固 定 資 産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び管理債権（3ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(3) ポ イ ン ト 引 当 金	カードポイント制度によりカード会員に付与したポイントの商品交換による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
(4) 債 務 保 証 損 失 引 当 金	債務保証による損失に備えるため、有担保保証等で個別に引当てた信用保証残高については一定の条件のもと個別に担保価格を計算したうえ引当額を算出し、当該保証残高以外の信用保証残高については代位弁済率及び貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。
(5) 利 息 返 還 損 失 引 当 金	将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
(6) 退 職 給 付 引 当 金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により発生時の翌事業年度から費用処理しております。
(7) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に信販業を営んでおり、顧客手数料については業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料やカード年会費、システム関連業務の収益については、「収益認識に関する会計基準」等に基づき、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 顧客手数料

期日到来基準とし、次の方法によっております。

包括信用購入あっせん	残債方式及び7・8分法
個別信用購入あっせん	7・8分法
信用保証主として	残債方式
融資	残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の到来のつど算出額を収益計上する方法であります。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。

(2) 加盟店手数料

加盟店に対し立替払いした時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(3) システム売上

システム機器やプログラムプロダクト等の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っており、顧客が商品または製品を検収した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

受託業務については、主に顧客との契約に基づいて、データ入力等のアウトソーシングサービスを提供する履行義務を負っており、当該契約は一定の期間にわたりサービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

①割賦方式における営業収益の計上

割賦方式における営業収益は、「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、主に期日到来基準によっております。なお、期日未到来の営業収益については、貸借対照表の流動負債に割賦利益繰延として計上しております。

②金融収益及び金融費用の表示方法

金融収益及び金融費用は、その性格が本来の営業に関わる収益及び費用であると考えられるため、損益計算書上、金融収益は主要な営業収益とは別に金融収益という項目を設けて営業収益に含め、金融費用は販売費及び一般管理費、その他の営業費用とは別に金融費用という項目を設けて営業費用に含めて記載しております。

③信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金

顧客の債務を保証する業務のうち、当社が集金する保証残高については貸借対照表の流動資産に信用保証割賦売掛金として、また流動負債に信用保証買掛金として両建て計上しております。

(2) グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

II 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅲ 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,774 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の貸倒引当金は、一般債権及び管理債権（3ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については、延滞期間や顧客の支払能力等を考慮し、将来の回収不能見込額を見積り、必要な額を計上しております。

貸倒引当金の見積りにあたっては、過去の一定期間における貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定と一部の延滞債権の回収リスクを勘案し、算出しております。

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合には、貸倒引当金の追加計上または貸倒損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 538 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は、利益計画に基づき将来の課税所得を合理的に見積み、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 債務保証損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 438 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の債務保証損失引当金は、有担保保証等で個別に引当てた信用保証残高については一定の条件のもと個別に担保価格を計算したうえ引当額を算出し、当該保証残高以外の信用保証残高については代位弁済率及び貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

債務保証損失引当金の見積りにあたっては、過去の一定期間における代位弁済及び貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定のもと、算出しております。前事業年度に発覚した架空のローン申込みによる融資金詐取に係る当該保証債務残高については、当期末において64百万円となっており、全額引当金を計上しております。

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合には、債務保証損失引当金の追加計上が発生する可能性があります。

4. 利息返還損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 161 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、利息制限法が定める上限を超える利率により融資契約を締結した顧客からの利息返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。

利息返還損失引当金の見積りにあたっては、主として過去の返還請求件数実績と平均返還単価実績から、将来の返還請求見込件数と平均返還単価の予測値を推測し、今後一定期間の返還請求見込額を算出しております。

今後の顧客からの返還請求の動向が、翌事業年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

割 賦 売 掛 金	24,669	百万円
建 物	107	
土 地	787	
計	25,563	

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	21,200	百万円
長 期 借 入 金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	11,337	
計	32,537	

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,010 百万円

3. 保証債務の内容及び金額

融資保証残高	77,314	百万円
--------	--------	-----

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4	百万円
短期金銭債務	0	

5. 取締役、監査役に対する金銭債権

該当する取引はありません。

6. 割賦売掛金

部 門	期 末 残 高
包括信用購入あっせん	3,336 百万円
個別信用購入あっせん	31,690
融 資	964
計	35,990

7. 割賦利益繰延

部 門	期 末 残 高
包括信用購入あっせん	78 百万円
個別信用購入あっせん	2,905
信 用 保 証	70
計	3,055

8. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999 年 3 月 31 日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号によるところの地価税の計算のために公表された価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2000 年 7 月 31 日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△597 百万円

V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引高	営業収益	398 百万円
	営業費用	5

なお、営業収益のうち、子会社 2 社からの受取配当金は 330 百万円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち、顧客との契約から生じる収益は 3,783 百万円であります。

3. 部門別取扱高

部 門	取 扱 高	(内元本取扱高)
包括信用購入あっせん	4,793 百万円	(4,709) 百万円
個別信用購入あっせん	18,909	(16,523)
信 用 保 証	21,162	(21,162)
融 資	345	(345)
そ の 他	364	—
計	45,576	(42,741)

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普 通 株 式	1,008,000 株
C 種 優 先 株 式	0 株

当社は期首においてC種優先株式 50 株を発行しておりましたが、当期において当該優先株式を全て取得し消却したため、期末におけるC種優先株式の発行済み株式数は0株であります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2025 年 10 月 24 日の定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	20,480,000 円
普 通 株 式 配当金の総額	10,080,000 円
C 種優先株式 配当金の総額	10,400,000 円
配当金の原資	利益剰余金
普通株式1株当たり配当額	10 円
優先株式1株当たり配当額	208,000 円
基 準 日	2025 年 7 月 31 日
効力発生日	2025 年 10 月 27 日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026 年 10 月 23 日の定時株主総会において、次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額	20,160,000 円
配当金の原資	利益剰余金
普通株式1株当たり配当額	20 円
基 準 日	2026 年 7 月 31 日
効力発生日	2026 年 10 月 26 日

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸倒償却	444	百万円
債務保証損失引当金	137	
関係会社株式評価損	118	
退職給付引当金	57	
利息返還損失引当金	50	
その他	75	
繰延税金資産小計	884	
評価性引当額	△190	
繰延税金資産合計	694	

繰延税金負債

土地再評価差額金	△112
その他有価証券評価差額金	△155
その他	△1
繰延税金負債合計	△269

繰延税金資産の純額（△は繰延税金負債）	425
---------------------	-----

2. 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果の会計処理並びに開示を行っております。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証を主とした信販事業を主力としております。これらの事業を行うため、市場の状況を踏まえながら、固定金利や変動金利、長短のバランスを調整して銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。資金運用については主に流動性の高い金融資産にて行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証を主とする信販事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクに晒されております。信販事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。

投資有価証券は、取引先との関係維持・強化、取引円滑化等を目的に保有している株式であります。これらは、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融機関からの借入金は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる可能性があり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、一部変動金利の借入れを行っており、金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 割賦売掛金	35,990		
貸倒引当金	△887		
割賦利益繰延	△2,984		
(2) 投資有価証券	32,119	30,830	△1,288
其他有価証券	929	929	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	11,337	11,302	△34

(注1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(注3) 市場価格がない株式等は、「(2) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当事業年度
其他有価証券	
非上場有価証券	245
出資金	87
合 計	333
関係会社株式	186

(注4) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 割賦売掛金

将来キャッシュ・フローが見積り可能な債権のうち残存期間が1年超の債権については、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3に分類しております。その他の債権については、残存期間が概ね1年以内の債権であり、時価は貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

X 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,735 円 51 銭
1 株当たり当期純利益	795 円 21 銭

XI 重要な後発事象に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は 2026 年 5 月 18 日開催の取締役会における決議に基づき、完全子会社である株式会社 F C パートナーズを 2026 年 8 月 1 日付で吸収合併いたしました。

なお、本合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、F C パートナーズにおいては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併であるため、いずれにおいても株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被合併企業の名称及びその事業内容

企業の名称 株式会社 F C パートナーズ

事業の内容 決済コンサルティング業務、集金事務の代行業務

(2) 企業結合日(効力発生日)

2026 年 8 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、F C パートナーズを消滅会社とする吸収合併方式とし、本合併により F C パートナーズは解散いたしました。

(4) 合併に係る割当ての概要

F C パートナーズは当社の 100%子会社であるため、本合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行っておりません。また、本合併による当社の資本金の額および資本準備金の額の変更はありません。

(5) その他の取引の概要

決済コンサルティング業務及び集金事務の代行業務を主業とする F C パートナーズを 2020 年に M & A により完全子会社化し、当社とのシナジーを高めるべく協業及び業務集約を進めてきましたが、更に経営資源を集約しグループ全体の経営を効率化することを目的として、当社が F C パートナーズを吸収合併することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。